

## 1月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和3年1月28日（木） 午後2時00分～午後2時15分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏  
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり  
事 務 局 教 育 次 長(岡本 聡) 教 育 総 務 課 長(太田英明)  
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)  
社 会 教 育 課 長(吉原 淳) スポーツ・文化課長(尾崎 修)  
教 育 総 務 課 長 代 理(木下靖義)
- 4 報 告 第 1 号 湖西市立学校設置条例の一部改正について  
第 2 号 湖西市立認定こども園条例の一部改正について  
第 3 号 湖西市立保育所条例の一部改正について
- 5 議 案 第 1 号 湖西市文化財保護審議会への諮問について  
第 2 号 湖西市就学援助費支給要綱の一部改正について

午後 2 時00分開会

**(渡辺教育長)** 出席は 5 名、定足数に達しているので、令和 3 年 1 月湖西市教育委員会定例会を開会する。

---

**(渡辺教育長)** それでは審議に入る。

報告第 1 号「湖西市立学校設置条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 報告第 1 号「湖西市立学校設置条例の一部改正について」、湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和 3 年 1 月 28 日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この条例は、こども園化する湖西市立岡崎幼稚園が、学校教育法で規定される幼稚園でなくなるため、削除する一部改正をしたものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

続いて、報告第 2 号「湖西市立認定こども園条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 報告第 2 号「湖西市立認定こども園条例の一部改正について」、湖西市立認定こども園条例（令和元年湖西市条例第 40 号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和 3 年 1 月 28 日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この条例は、第 1 条は字句の訂正、第 2 条はこども園化する岡崎幼稚園を幼保連携型認定こども園湖西市立岡崎幼稚園として加える一部改正をしたものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

続いて、報告第 3 号「湖西市立保育所条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 報告第 3 号「湖西市立保育所条例の一部改正について」、湖西市立保育所条例（昭和 31 年湖西市条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和 3 年 1 月 28 日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この条例は、閉園する湖西市立内山保育園及び湖西市立新居保育園を削除する一部改正をしたものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

続いて、議案第 1 号「湖西市文化財保護審議会への諮問について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・文化課長)** 議案第 1 号「湖西市文化財保護審議会への諮問について」、下記に掲げる文化財を湖西市指定有形文化財に指定したいので、湖西市文化財保護条例（昭和 52 年湖西市条例第 33 号）第 4 条第 3 項の規定により、湖西市文化財保護審議会に諮問する。令和 3 年 1 月 28 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

諮問する文化財は、文化財候補物件調書の物件概要にあるとおり 131 点であり、す

べて個人から市に寄贈を受けた湖西市が所有するものである。寄贈点数は2,312点に及ぶが、今回指定物件として諮問するのは、時代が判明する原始から中世の遺物131点である。有形文化財の中の種別は美術工芸品考古資料で、浜名湖競艇場周辺のゼゼラ・スモテ遺跡と西浜名橋の湖底から採取したものである。主な出土品は、土器片、土師器、須恵器、動物や魚の骨で作られた銚状の骨角器、陶器でできた錘の陶錘などである。資料の状態はきわめて良好であり、現在、一部を湖西中学校のふるさと展示室に展示し、残りを北部多目的倉庫にて保管してある。湖西の縄文から中世の海面変動や陸地の変動の過程が推測できる貴重な資料であるため、市指定文化財の指定に向けて文化財保護審議会に諮問する。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。考古遺物はどういう経緯で採取されたのか。

**(教育次長)** 浜名湖でアサリ漁をされていた方が、漁の際にアサリと一緒に籠の中に焼物類を採取した。それを専門家に鑑定していただいたところ、原始から中世の遺物であった。個人で保管でしていた物を市に寄贈していただいた。

**(袴田委員)** ゼゼラ・スモテとは何か由来があるのか。

**(教育次長)** 浜名湖の漁師が使う地名である。

**(渡辺教育長)** 他に質疑がないようであれば、議案第1号「湖西市文化財保護審議会への諮問について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(渡辺教育長)** 挙手全員である。よって、議案第1号「湖西市文化財保護審議会への諮問について」は原案のとおり承認された。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、議案第2号「湖西市就学援助費支給要綱の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 議案第2号「湖西市就学援助費支給要綱の一部改正について」、湖西市就学援助費支給要綱（平成27年湖西市教育委員会告示第4号）の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和3年1月28日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

当該要綱は学校教育法第19条の規定に基づき、就学援助費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ることについて必要な事項を定めているもので、今回の改正により、申請年度において収入が著しく減少すると教育委員会が認める場合は、前年度所得によらず、直近の収入で審査することを可能とするものである。改正について新旧対照表より説明する。第3条では準要保護者の認定基準について定めており、第2項では、申請年度において収入が著しく減少すると認める者であって、申請前3か月間の収入とその他の加算要素を合計した額が、認定基準により算出した額に1.3を乗じて得た額未満であるものを、準要保護者とすることができるとしている。これは、これまですべての申請者に対し、前年度所得による判定をしていたが、新型コロナウイルスをはじめとする急な失業や、病気療養のため、直近の収入が急激に減少し困っているという保護者に対し、より実態に即した判定をするためである。改正後の要綱は令和3年4月1日から施行するもので、令和3年度に申請のあった家庭に対して適用されるものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように

(質疑なし)

**(渡辺教育長)** 質疑がないようであれば、議案第2号「湖西市就学援助費支給要綱の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(渡辺教育長)** 挙手全員である。よって、議案第2号「湖西市就学援助費支給要綱の

一部改正について」は原案のとおり承認された。

---

**(渡辺教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。  
これにて、令和3年1月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会      午後2時15分終了